

- Q 1 : 補助対象となるブロック塀等は、等はどのような塀ですか？コンクリート造は含まれますか？
- Q 2 : 補助対象となるブロック塀等の条件は、どのようなものですか？
- Q 3 : 補助申請する前に、事前相談はなぜ必要か？
- Q 4 : 耐震診断が義務付けられる塀の耐震診断を行うものは、どのような資格が必要か？
- Q 5 : ブロック塀等を除去、除去・新設、改修する際に、耐震診断を行うことが必要か？
- Q 6 : 補助申請書において、補助事業者とはなんですか？
- Q 7 : ブロック塀等の補助申請をした場合、ブロック塀等の除去はどこまでするのか？
- Q 8 : 土留め（擁壁）は、除却の補助対象か？
- Q 9 : フェンスと一体のブロック塀は、除去の補助対象か？
- Q 10 : ブロック塀等の除去の補助申請と新設の補助申請は分けることが可能か？
- Q 11 : 生垣は新設の補助対象か？
- Q 12 : ブロック塀等を撤去・新設する際に必要となる附帯施設（自転車置場、花壇等）は、補助対象となるか？

※ その他の質問等につきましては、各担当へ直接お問い合わせください。

Q 1：補助対象となるブロック塀等は、等はどのような塀ですか？コンクリート造は含まれますか？

A 1：補強コンクリートブロック造又は組積造の塀です。コンクリート造は含まれません。

Q 2：補助対象となるブロック塀等の条件は、どのようなものですか？

A 2：補助対象となるブロック塀等は、耐震診断義務付け対象の塀等（通行障害既存耐震不適格ブロック塀）と補助のみ対象の塀等（要安全確認既存耐震不適格ブロック塀）があります。

- ・ 耐震診断義務付け対象の塀等（通行障害既存耐震不適格ブロック塀）

次のいずれも該当する建築物に附属するブロック塀等です。

- ① 昭和 56 年（1981 年）5 月以前に造られたブロック塀等。
- ② 敷地からの高さ 80 センチメートル※1、長さ 8 メートルを超えるブロック塀等。
- ③ 大阪府が指定した道路に面するブロック塀等。

※1 ブロック塀等からの道路の境界線までの水平距離に、2 メートルを加えた数値を 2.5 で割った数値を超える高さのもの。

詳しくは、ホームページをご覧ください。[こちら](#)

- ・ 補助のみ対象の塀等（要安全確認既存耐震不適格ブロック塀）

次のいずれも該当する建築物に附属するブロック塀等です。

- ① 昭和 56 年（1981 年）5 月以前に造られたブロック塀等。
- ② 道路からの高さ 80 センチメートル※2 を超えるブロック塀等。
- ③ 大阪府が指定した道路に面するブロック塀等。

※2 ブロック塀等からの道路の境界線までの水平距離に、2 メートルを加えた数値を 2.5 で割った数値を超える高さのもの。

詳しくは、ホームページをご覧ください。[こちら](#)

※ 補助対象の確認を行うために、申請前に事前相談をお願いしています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。[こちら](#)

Q 3：補助申請する前に、事前相談はなぜ必要か？

A 3：耐震診断義務付け対象又は補助対象かの確認を行うために、申請前に事前相談をお願いしています。「事前相談書」により、建築防災課までご相談ください。

Q 4：耐震診断が義務付けられる塀の耐震診断を行うものは、どのような資格が必要か？

A 4：耐震診断を行う者は、次のいずれかが必要です。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する鉄筋コンクリート造の建築物に係る耐震診断資格者。
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る耐震診断資格者。
- (3) 建築士で、一般財団法人日本建築防災協会が実施する「既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習」を修了した者。
- (4) 公益財団法人日本エクステリア建設業協会が運営するブロック塀診断士で、一般財団法人日本建築防災協会が実施する「既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習」を修了した者。

Q 5：ブロック塀等を除去、除去・新設、改修する際に、耐震診断を行うことが必要か？

A 5：ブロック塀等の除却等の補助金交付を受ける場合は必要です。

耐震診断義務付け対象の塀等（通行障害既存耐震不適格ブロック塀）の場合は、**有資格者**\*の耐震診断により『撤去』又は『撤去または耐震改修』と判定される必要があります。

補助のみ対象の塀等（要安全確認既存耐震不適格ブロック塀）の場合は、「ブロック塀等チェックリスト（様式第1号）」において、チェック項目「1 建築時期」を除いた項目のいずれかに『いいえ』があるものがが必要です。

※ 有資格者は、Q4をご参照ください。

Q 6：補助申請書において、補助事業者とはなんですか？

A 6：補助金の交付を受けようとするブロック塀等の所有権を有する者、又は補助金の決定を受けたブロック塀等の所有権を有する者です。

Q 7：ブロック塀等の除去の補助申請をした場合、ブロック塀は、全て除去が必要か？

A 7：地面より上部に存するブロック塀の全部を除去する必要があります。

Q 8：土留め（擁壁）は、除却の補助対象か？

A 8：土留め（擁壁）部分は補助対象外です。  
コンクリートブロック塀を含む組積造の塀部分のみが対象となります。

Q 9：フェンスと一体のブロック塀は、除去の補助対象か？

A 9：フェンス部分は補助対象外です。  
コンクリートブロック塀を含む組積造の塀部分のみが対象となります。

Q 10：ブロック塀等の除去の補助申請と新設の補助申請は分けることが可能か？

A 10：除去の補助申請と新設の補助申請は、分けることはできません。  
ブロック塀等の新設の補助申請は、除却と一体で申請する必要があります。

Q 11：生垣は新設の補助対象か？

A 11：目隠しや侵入防止等の従前の目的を照らして、同等のものであれば対象となります。

Q 12：ブロック塀等を撤去・新設する際に必要となる附帯施設（自転車置場、花壇等）は、補助対象となるか？

A 12：補助対象外です。